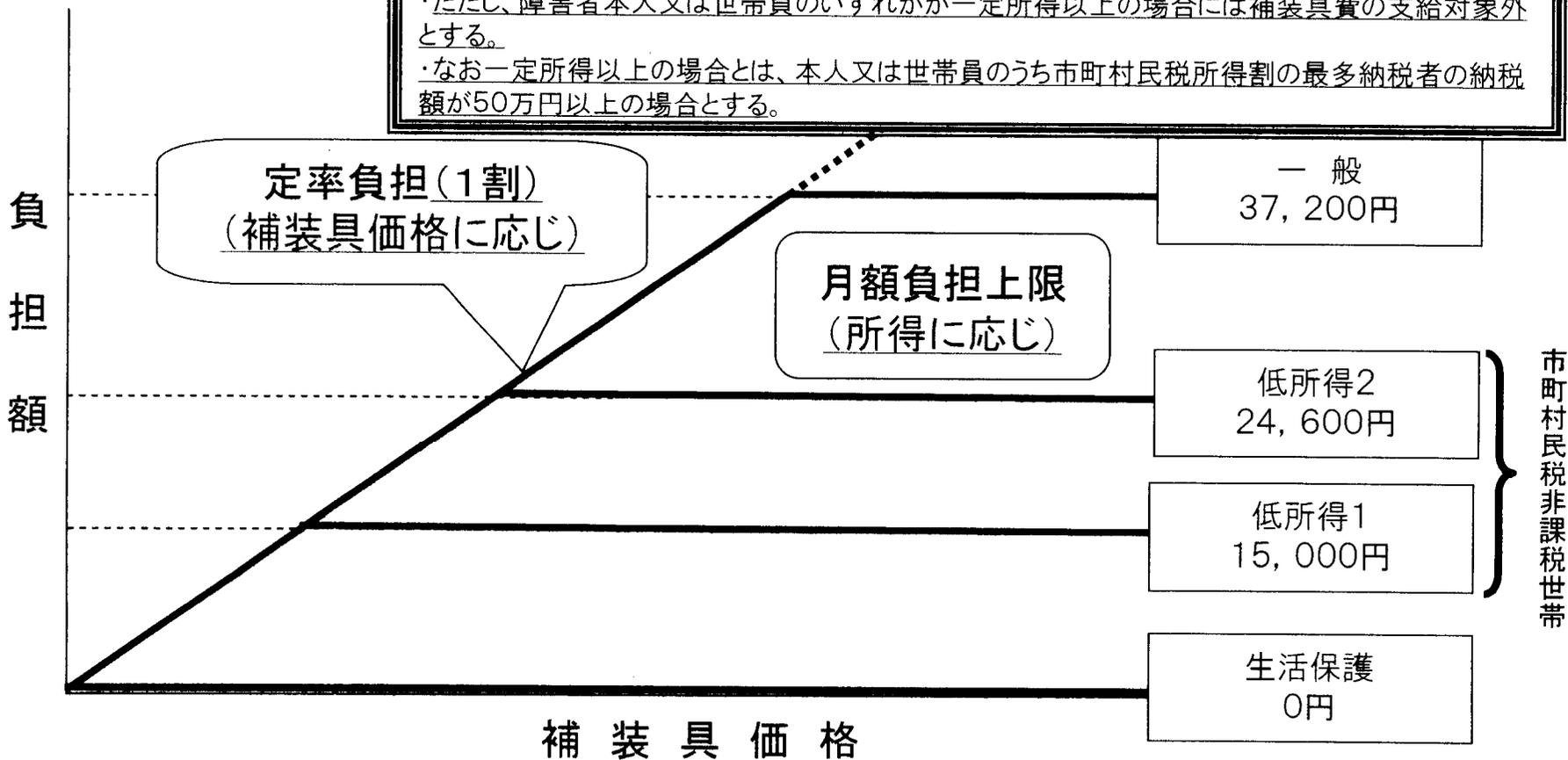


補装具費の利用者負担の見直し

所得にのみ着目した応能負担
↓
定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額の設定

所得区分及び世帯の範囲についての考え方は、障害福祉サービスと同様とする。

・ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には補装具費の支給対象外とする。
・なお一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合とする。



補装具費(一定所得以上支給対象外)の取扱いについて

補装具費の支給に際して、一定所得以上支給対象外とする場合の具体的な取扱いについては以下のとおりとする。

○基準となる額の明確化(年収表記から税額表記へ)

これまで支給対象外となる基準額については、年収1200万円程度でお示していたところであるが、市町村民税所得割額の納税額が50万円以上としたこと。

○範囲の明確化

支給対象外となる基準額の算定にあたっては、市町村民税所得割の最多納税者の納税額により算定するものであること。